2　この省令の施行の際現に前項第二号及び第三号に掲げる許可を受けている地下駅等（新鉄道技術基準省令第二十九条第一項に規定する地下駅等をいう。）の構造のうち新鉄道技術基準省令第二十九条第二項の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、この省令の施行後最初に行う改築若しくは改造の工事が完成する日又は平成二十一年三月三十一日までのいずれか早い日までの間は、なお従前の例によることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九条、第七十六条及び第九十七条の三第三項の規定に基づき、道路運送車両法施行規則及び自動車登録規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

国土交通大臣　石原　伸晃

道路運送車両法施行規則及び自動車登録規則の一部を改正する省令

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第一条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二第一項第一号中「次条」を「以下この条、次条及び第六十三条の二第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　運輸監理部又は運輸支局の管轄区域が変更された場合においては、当該変更前に法の規定により指定を受けた検査対象軽自動車の車両番号については、当該変更又は当該変更に係る区域を含む市町村（特別区を含む。）の区域内における当該車両番号に係る検査対象軽自動車の使用の本拠の位置の変更により前二項に規定する基準に適合しないこととなったときであっても、前二項に規定する基準に適合するものとみなす。

第三十六条の三第二項中「、前項第一号」を「前項第一号」に改め、「について」の下に「、同条第三項の規定は運輸監理部又は運輸支局の管轄区域が変更された場合において当該変更前に法の規定により指定を受けた二輪の小型自動車の車両番号について」を加える。

○国土交通省令第三十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十八条第二項、第六十七条第三項、第七十一条の二第一項及び第七十六条並びに自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第十五条第二項の規定に基づき、道路運送車両法施行規則及び自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

国土交通大臣　石原　伸晃

道路運送車両法施行規則及び自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第一条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の三第十四号の二中「ささえられる」を「支えられる」に改め、同条第十五号を次のように改める。

十五　被牽引自動車（次のイ及びロに掲げるものを除く。）にあつては、牽引自動車の車名及び型式

イ　次項の規定により自動車検査証に当該被牽引自動車と同じ車名及び型式を記載した牽引自動車によつて牽引されるもの

ロ　第三項の規定により自動車検査証に牽引することができるキャンピングトレーラ等（車両総重量二、〇〇〇キログラム未満の被牽引自動車であつて、セミトレーラに該当しないものをいう。第三項及び第四十三条の二第十号の二において同じ。）の車両総重量（原動機の性能その他牽引自動車の駆動性能並びに牽引自動車及び当該牽引自動車によつて牽引されるキャンピングトレーラ等の制動性能を基礎にして当該牽引自動車が最大限牽引することができるものとして算出されたキャンピングトレーラ等の車両総重量をいう。以下この条及び第四十三条の二第十号において「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」という。）を記載した牽引自動車（当該牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量が当該被牽引自動車の車両総重量以上のものに限る。）によつて牽引されるもの

第三十五条の三に次の二項を加える。

2　牽引自動車にあつては、前項各号に掲げるもののほか、自動車検査証に牽引することができる被牽引自動車（前車軸の取付け及び取り外しができる被牽引自動車であつて、前車軸を取り外した場合にのみその一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によつて支えられる構造のものを除く。）の車名及び型式を記載することができる。

3　キャンピングトレーラ等を牽引する自動車にあつては、第一項各号に掲げるもののほか、自動車検査証に牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量を記載することができる。

第三十八条第八項に次の一号を加える。

十　牽引自動車にあつては、被牽引自動車の車名又は型式

第四十三条の二第十号中「けん引」を「牽引」に改め、「第五輪荷重」の下に「並びに被牽引自動車の車名及び型式並びに牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」を加え、同条第十一号中「けん引」を「牽引」に改める。

（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正）

第二条　自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表第六号中「第三十五条の三第一号」を「第三十五条の三第一項第一号」に改め、同表第九号ハ中「第三十五条の三第二十二号」を「第三十五条の三第一項第二十二号」に改め、同表第十号中「第三十五条の三第十五号」を「第三十五条の三第一項第十五号及び第二項」に改め、同条第三項の表第二号中「第三十五条の三第四号又は第五号」を「第三十五条の三第一項第四号又は第五号」に改め、同条第五項の表第二号中「第三十五条の三第四号又は第五号」を「第三十五条の三第一項第四号又は第五号」に改める。

第八号様式を次のように改める。

第六十三条の二第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　運輸監理部又は運輸支局の管轄区域が変更された場合においては、当該変更前に法の規定により指定を受けた検査対象外軽自動車の車両番号については、当該変更又は当該変更に係る区域を含む市町村（特別区を含む。）の区域内における当該車両番号に係る検査対象外軽自動車の使用の本拠の位置の変更により前項に規定する様式に適合しないこととなったときであっても、同項に規定する様式に適合するものとみなす。

（自動車登録規則の一部改正）

第二条　自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「当該自動車検査登録事務所」の下に「。次項において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

2　運輸監理部又は運輸支局の管轄区域が変更された場合においては、当該変更前に法の規定により登録された自動車登録番号については、当該変更又は当該変更に係る区域を含む市町村（特別区を含む。）の区域内における当該自動車登録番号に係る自動車の使用の本拠の位置の変更により前項に規定する基準に適合しないこととなったときであっても、同項に規定する基準に適合するものとみなす。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。